

★大声での歓声・声援等がないものであることが条件

※楽屋等についても通常定員まで可

・出演者の飛沫飛散の可能性が有る場合、客席最前列2列は使用不可

・ホールの利用方法によって更に上限人数が減る場合があります。

【新たな利用基準（10/1～）】

●市民文化センター各施設の利用人数の上限

	利用人数の上限（人）	利用人数の上限（人）
	～令和3年9月30日	令和3年10月1日～
大ホール	733	1,466※
小ホール	252	504※
第1リハーサル室	20	20
第2リハーサル室	20	20
大会議室	51	51
第1会議室	15	15
第2会議室	10	10
第3会議室	15	15
第4会議室	15	15
第5会議室	21	21
第6会議室	15	15
第7会議室	10	10
特別会議室	3	3
第1練習室	39	39
第2練習室	40	40
第3練習室	27	27
展示室	50	50
第1・2・3・10 楽屋	6	12※
第4・7 楽屋	10	20※
第5・6・8・9 楽屋	2	4※
大ホール主催者控室	4	8※
小ホール主催者控室	3	6※

●施設ご利用にあたってのお願い（詳細はお問い合わせくださいTEL055-932-6111）

* 大小ホール定員緩和を適用する場合、「静岡県イベント開催におけるチェックリスト」の事前作成・提出が必須となります。

* 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくても構いません。（これにより定員が50%を超える場合も可）

* マスクの着用をお願いします。マスクについてはお客様がご用意ください。

* 手指の消毒やこまめな手洗いにご協力ください。

* 発熱又は風邪に似た症状があるときは、ご利用をお控えください。

* 施設内の混雑を防ぐため、やむを得ず入場の制限をすることがありますので、ご理解・ご協力ください。

- * ホール使用时、大声での発声・歌唱・声援や管楽器等については、対面は避け、互いに十分な距離（前後 2m、左右 1.5m程度）を保持した上で使用してください。十分な距離をとることが困難である場合は、距離を置くことと同等の効果を有する措置（アクリル板の設置等）を利用者が講じた場合に限り、使用を許可いたします。
- * 会議室については、できるだけ対面形式の利用は避けてください。
（対面する場合は 2 m 以上の間隔をとってください。）
- * 参加者等の氏名や連絡先を把握し、リストを作成するなどして保管しておいてください。
- * 定期的にドア等を開けるなど、こまめに換気を行うようにしてください。
- * このほか感染症予防のため、スタッフの指示にしたがってください。
- * なお上記「新たな利用基準」による上限人数を超えないことを使用の条件といたします。